

○竹原市乳幼児等医療費支給条例

昭和48年10月1日条例第62号

改正

昭和49年10月1日条例第36号

昭和51年10月12日条例第29号

昭和60年2月1日条例第8号

平成4年10月1日条例第31号

平成6年9月22日条例第28号

平成7年3月27日条例第21号

平成7年6月28日条例第32号

平成8年9月30日条例第25号

平成10年7月1日条例第13号

平成12年12月25日条例第24号

平成13年6月29日条例第18号

平成14年6月28日条例第20号

平成14年9月30日条例第29号

平成16年6月24日条例第21号

平成18年9月26日条例第25号

平成19年12月21日条例第21号

平成21年3月23日条例第4号

平成22年3月24日条例第8号

平成26年12月22日条例第26号

平成30年3月9日条例第17号

令和2年2月26日条例第9号

令和3年3月1日条例第10号

令和5年2月28日条例第9号

竹原市乳幼児等医療費支給条例

(総則)

**第1条** 市は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、もつて乳幼児等の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児等の医療に要する費用の一部を乳幼児等を養育し

ている者に支給する。

(用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「乳幼児等」とは、出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。

(3) 「乳幼児等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第3号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児等は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 この条例にいう「父」には、母が、乳幼児等を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

(受給資格者)

**第3条** この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、竹原市の区域内に住所を有する乳幼児等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条に規定する修学又は第116条の2に規定する病院等への入院等により、竹原市を転出するものを含む。）を養育している者で、当該乳幼児等が国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条に規定する修学又は第116条の2に規定する病院等への入院等により、竹原市に住所を有することとなつた者は対象としない。

(受給資格の認定)

**第4条** 乳幼児等医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき市長の認定を受

けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により認定したときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に対して乳幼児等医療費受給者証を交付するものとする。  
(給付の額)

**第5条** 乳幼児等医療費の給付は、乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を給付する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額  
(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額  
(3) 次条の規定による一部負担金相当額

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。  
(一部負担金)

**第6条** 受給者は、乳幼児等が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）から医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は、当該満たない額。第3項において同じ。）を一部負担金として支払うものとする。ただし、乳幼児等が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

- 2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、前項の規定にかかわらず、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、前項の一部負担金を支払うことを要し

ない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合

14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、乳幼児等が柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「施術所」という。）から施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該施術所から施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

**第7条** 乳幼児等医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等から医療又は指定訪問看護を受けた場合には、市は、乳幼児等医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、受給者に対し、乳幼児等医療費の支給があつたものとみなす。

(乳幼児等医療費の支給の制限等)

**第8条** 市長は、受給者が乳幼児等の疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち乳幼児等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において乳幼児等医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した乳幼児等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の担保等の禁止)

**第9条** 乳幼児等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和49年10月1日条例第36号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和51年10月12日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

**附 則** (昭和60年2月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

**附 則** (平成4年10月1日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(受給資格に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前に受給資格を有する者は、なお従前の例による。

**附 則** (平成6年9月22日条例第28号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

**附 則** (平成7年3月27日条例第21号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則** (平成7年6月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成7年6月分からの乳児の医療に関する給付から適用する。

**附 則** (平成8年9月30日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(受給資格に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の竹原市乳児医療費支給条例（以下「新条例」という。）第3条の2の規定は、平成8年10月1日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る受給資格の認定について適用し、施行日前の申請に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

- 3 施行日において現に受給資格の認定を受けている者で新条例第3条の2の規定に該当するもの及び施行日前に受給資格の認定を申請し、前項の規定により認定を受けた者で新条例第3条の2の規定に該当するものについては、養育している乳児が零歳児の場合にあっては当該乳児が零歳児の間、養育している乳児が1歳児の場合にあっては当該乳児が1歳児の間、受給資格を有するものとする。

**附 則** (平成10年7月1日条例第13号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

**附 則** (平成12年12月25日条例第24号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。（後略）

**附 則**（平成13年6月29日条例第18号）

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

**附 則**（平成14年6月28日条例第20号）

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

**附 則**（平成14年9月30日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則**（平成16年6月24日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の竹原市乳幼児医療費支給条例第5条及び第6条の規定は、平成16年10月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る乳幼児医療費の給付については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年9月26日条例第25号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の（中略）竹原市乳幼児医療費支給条例（中略）による医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年12月21日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年3月23日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成22年3月24日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年12月22日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例第3条の2の規定は、施行の日以後の申請に係る受給資格の認定について適用し、同日前の申請に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

**附 則** (平成30年3月9日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年2月26日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定により、乳幼児等医療費の給付を受けることとなる者に係る受給者証の交付その他乳幼児等医療費を給付するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則**（令和3年3月1日条例第10号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月28日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の条例の規定により、乳幼児等医療費の給付を受けることとなる者に係る受給者証の交付その他乳幼児等医療費を給付するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。